

【仮使用承認準則（昭 53 住指発第 805 号）】

（建設省住指発第 169 号 平成 9 年 3 月 31 日による改定を含む）

第 1 審査方針等

- (1) 仮使用承認の審査に当たっては、第 2 の承認基準に従い、対象となる工事中の建築物について想定される危険要因を具体的に検討し、個々の危険要因に対応した安全対策が適切に講ぜられているか否かを建築物の使用状況等を勘案して総合的な見地から判断すること。
- (2) 仮使用承認の申請の際に提出を求める安全計画書は別記様式（※）によるものとし、工事の内容、建築物の用途、構造、規模等により、別記様式（※）に記載されている事項では十分でないと認められる場合においては、必要に応じて、報告を求める等所要の措置を講ずること。
- (3) 仮使用期間が著しく長くなることは、その期間中に工事の状況が変化することが予想され、工事中の建築物の安全の確保が図れないおそれがある。したがって、仮使用を承認する期間は、工事計画等を勘案し、原則として 3 年以内で定めること。

第 2 承認基準

1 特定行政庁が承認を行う場合

(1) 新築の建築物等

仮使用の対象が、新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合には、次の①から③までによるものとする。

- ① 仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。

イ. 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条の防火区画

ロ. 令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口

ハ. 令第 5 章第 3 節の排煙設備

ニ. 令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置

ホ. 令第 5 章第 5 節の非常用の進入口

ヘ. 令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装

ト. 令第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機

チ. 消防法第 17 条の消防用設備等

- ② 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

- ③ 工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

(2) 既存の建築物

仮使用の対象が、増築、改築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合には、次の①から③までによるものとする。

- ① 仮使用部分は、次のイからホまでに定めるところによること。

- イ．令第 112 条第 9 項及び同条第 14 項（第 9 項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いられる防火戸は、同条第 14 項 1 号ニに規定する遮煙性能を有さないものであってもよい。
- ロ．仮設屋外階段、仮設梯子等が、建築物の形態、使用状況等に応じて適切に設置されている場合を除き、令第 120 条、第 121 条及び第 125 条第 1 項の規定に適合していること。
- ハ．物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積 100 m²につき 30cm の割合で計算した数値以上確保されていること。
- ニ．小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね 1 ルックス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分の明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、令第 126 条の 4 及び第 126 条の 5 の規定に適合していること。
- ホ．消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、令第 126 条の 6 及び第 126 条の 7 の規定に適合していること。
- ②イ．使用部分とのその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。
- ロ．工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。
- ③ 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

(※) 別記様式 省略